

平成22年第9回臨時会

津別町議会会議録

平成 22 年第 9 回 津別町議会臨時会会議録

招 集 日 平成 22 年 11 月 24 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 22 年 11 月 29 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 22 年 11 月 29 日 午前 10 時 53 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	×
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	佐藤正敏	○	教育長	阿部博道	○
総務課長	林伸行	○	学校教育課長	房田敏彦	○
総務課主幹	川口昌志	○	社会教育課長	徳田博一	○
行政経営推進室長	金一昇	○	農業委員会事務局長	深田知明	○
企画財政課長	斉藤善己	○	農業委員会事務局次長	小野寺祥裕	○
企画財政課参事	石橋吉伸	○	選管局長	林伸行	○
住民生活課長	山口善勝	○	選管次長	川口昌志	○
住民生活課主幹	伊藤同	○	監査委員事務局長	長良英俊	○
保健福祉課長	鶴田憲治	○			
保健福祉課主幹	山田英孝	○			
特養園長	鈴木悦郎	○			
特養主幹	清野敏幸	○			
産業課長	深田知明	○			
産業課主幹	小野寺祥裕	○			
建設課長	上野安男	○			
建設課主幹	江草智行	○			
会計管理者	酒井操	○			
総務課庶務担当主査	伊藤泰広	○			
企画財政課財政主査	横山智	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	長良英俊	○	事務局主任	中橋育美	○
事務局主査	石川篤	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	6番 白馬 康進 7番 藤原 英男
2			会期の決定	11月29日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5	認定	2	平成21年度津別町一般会計決算の認定について（委員会報告）	
6	〃	3	平成21年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
7	〃	4	平成21年度津別町老人保健事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
8	〃	5	平成21年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
9	〃	6	平成21年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
10	〃	7	平成21年度津別町介護サービス事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
11	〃	8	平成21年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
12	〃	9	平成21年度津別町簡易水道事業特別会計決算に認定について（委員会報告）	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	認定	10	平成21年度津別町上水道事業会計決算の認定について(委員会報告)	
14	議案	75	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	76	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	77	津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	78	津別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
18	報告	12	例月出納検査の報告について(平成22年度9月分、10月分)	
追加日程1	意見書案	8	TPPなど国際貿易交渉に関する意見書について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） ただいまの出席議員は 9 名であり、定足数に達しております。
ただいまから平成 22 年第 9 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において
6 番 白 馬 康 進 君 7 番 藤 原 英 男 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。
○事務局長（長良英俊君） これから諸般の報告を申し上げます。
本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。本日ここに第9回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第7回定例議会後の行政報告と本日付議いたしております4件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告であります。去る10月24日、津別町農業委員、奥村正六様のご逝去されました。故人は、平成20年4月に農業委員に推されて当選、今日までその職務に精励されました。故人の生前中のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、寄附についてであります。10月1日、伊達市、須藤静子様より以前津別町に在住した際のお礼として30万円のご寄附をいただいたところあります。

さらに、10月25日、津別中学校第4期生の皆様が同窓会の帰りに庁舎へ寄られまして、参加者全員の意志で、福祉のためにと5万4,000円のご寄附をいただいたところあります。ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただき所存であります。

また、10月30日新町、丸玉産業株式会社取締役社長、大越敏弘様より、丸玉産業森づくり基金の原資として1,000万円のご寄附をいただいたところであります。3年目となりますご厚志に深く感謝申し上げますとともに、条例に基づきご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、北海道社会貢献賞についてであります。本年度統計功労者として鹿中順一氏が受賞されました。30年以上の長きにわたり統計調査員として各種統計調査に従事され、そのご功績に対し表彰されたもので、あらためて深く感謝申し上げますとともに、今後のますますのご活躍を祈念するものであります。

次に、第15回津別日本フィルセミナーについてであります。今年も日本フィルハーモニー交響楽団のプロの演奏家によるセミナーが9月24日から26日までの3日間、中央公民館を中心に行われ、全国各地から集まった56名のアマチュア演奏家と津別中学校の吹奏楽部のメンバーがパートごとに直接指導を受けました。最終日の夜には、恒例の日本フィルメンバーとセミナー参加者のオーケストラ演奏会が開かれ、津別中学校吹奏楽部の演奏の後、今回は15周年記念として津別町出身のピアニスト富田珠里亜さんを迎え、ラフマニノフ作曲「ピアノ協奏曲第2番」を協演、またチャイコフスキー作曲「交響曲第5番」が会場に集まった約300名の聴衆に披露されました。毎年、この事業を支えていただいております津別町民芸術劇場、日本フィル並びに関係者の方々に対し、心から厚くお礼申し上げます次第であります。

次に、高齢者に対するお祝いについてであります。町から長寿のお祝いとして喜寿83名、米寿32名、白寿3名の方々に、ますますのご健勝を願いつつ記念品を贈呈いたしました。特に本年は高齢者不在問題が生じたことから、より慎重に一人一人の元気なお姿を確認しながら、すべての皆様にお渡ししたところであります。

次に、第9回つべつ紅葉マラソン大会についてであります。10月3日、森の健康館付近からさくら公園まで、道道屈斜路津別線をコースとした第9回つべつ紅葉マラソン大会を開催したところ、道内外から過去最高の321人の参加申し込みがありました。大会当日は、あいにくの曇り空ではありましたが、最年少は4歳の子どもから最高齢は86歳の方が参加申し込みされ、色づき始めた紅葉を眺めながら健脚を競い、さわやかな汗を流していました。今大会の運営につきましては、町体育協会、体育指導

員をはじめ交通指導員や連合PTA、町子連、陸上競技関係者など、多くの町内ボランティアの方々にご協力をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

次に、青少年海外研修派遣事業についてであります。本年も津別高等学校の生徒5名、引率者1名の計6名を10月12日から26日までの15日間、ニュージーランドに派遣し、ホームステイを中心にさまざまな体験と研修を重ね、無事帰国したところであります。研修に参加された高校生は、将来を担う若者として異なる国の文化や生活習慣を通して国際的な視野を広めたものと確信しております。今後は、この研修成果を学校生活はもとより、広く各方面において大いに発揮されることを期待するものであります。

次に、津別ウッドクラフト展についてであります。10月22日、「2010津別ウッドクラフト展」の審査会を実施いたしました。2006年からテーマを「あったらいいな、こんなもの」として設定し、今年度は使って楽しい、飾って楽しい癒しを感じる「木」の用品として募集したところ、京都府や千葉県、愛知県をはじめ全国各地からの応募をいただき、大人の部は昨年度より2点多い19点、子どもの部では昨年より11点少ない10点の応募をいただき、総体では昨年より11点の減となりました。町内からの応募につきましては、大人の部で3点、子どもの部で10点と、昨年に比べ6点の減となりました。審査会当日、4名の審査委員による審査を行った結果、大人の部、子どもの部、審査員特別賞を合わせて11名の入賞作品を決定し、全作品を木材工芸館2階の展示コーナーで11月7日まで一般公開をさせていただきました。審査員の皆さんからは、「大人の部については、高い加工技術とともに造形に芸術的なセンスを感じ、設定されたテーマに沿った作品が多い。また、子どもの作品については、素材の持ち味を生かした組み合わせや配色などに苦勞の跡が見られ、一生懸命さが伝わる。」との講評をいただいたところであります。最優秀作品につきましては、木材工芸館に展示し、入館者の皆さんにも見ていただくとともに、継続している親子木工教室などを通じた木育の取り組みを今後もさらに充実させ、多くの皆さんが木と触れ合う機会を提供してまいりたいと考えております。

次に、障害者地域自立支援講演会についてであります。10月24日、中央公民館に

において、埼玉県東松山市社会福祉協議会地域福祉課長、曾根直樹氏をお迎えし、「すべての人にとって暮らしやすいまちづくり」をテーマに、町内外から45名の方々の参加をいただき開催いたしました。障害を持つ方や、高齢者の方が暮らしやすい町は、すべての方にとって暮らしやすい町であるという考えに立ち、先駆的な取り組みを行っています東松山市の実践例を聞きながら、ユニバーサルな支援とともに生きる社会づくりの理解が深められたところです。

次に、グレステンスキー場についてであります。本年の営業は5月1日から10月31日までの土、日曜日及び祝祭日並びに7月20日から8月20日までの90日間で、利用者数は1,464人（前年度比50人増）となりました。利用状況としましては、町内の利用者は減少傾向にありますが、夏場のスキートレーニングを兼ねた競技スキーの合宿が増加し、中には家族連れの初心者の利用も見受けられたところです。来季に向けましても「夏でもスキーが滑れる町、つべつ」として利用拡大に向けて広くPRに努めてまいります。

次に、温水プールすいむの利用状況についてであります。5月1日から10月31日までの開館期間（営業日数159日）であり、利用者総数は1万1,177人（前年比294人増）で、1日平均70人（前年比2人増）となりました。年々、過疎化と水泳人口の減少に伴い利用者数が減少傾向にありましたが、本年度は若干の利用者増となり、今後とも町民の健康増進とスポーツ振興の場として効果的な管理運営に努めてまいります。

次に、ふれあいパークゴルフ場の利用状況についてであります。本年はパークゴルフ協会のご協力により、管内で最も早いパークゴルフ大会を開催することができ、春の雪解けも早かったことから4月25日にオープンし、10月31日をもって本年の営業を終了したところです。本年の営業日数は166日であり、利用者数は2万2,924人（前年比1,327人減）で、1日平均138人（前年比13人減）となりました。この減少要因としましては、高齢化等によるパーク愛好家の減少と夏の猛暑、さらに長雨の影響によるものと推測しているところです。本年もコース整備等におきまして、パークゴルフ協会の皆様のご協力をいただきましたことに深く感謝申し上げますとともに、今後とも利用者の皆様に親しまれるパークゴルフ場として、一層の管理運営に努めて

まいります。

次に、スポーツ合宿の状況についてであります。10月をもってすべて終了し、ラグビー6チーム延べ3,400人、サッカー5チーム延べ236人、野球1チーム延べ116人、バスケットボール4チーム延べ338人、グレステンスキー12チーム延べ380人、バトントワリング1チーム延べ102人、合計29チーム4,572人で前年度比761人の増となりました。この増の要因としましては、昨年、津別合宿を取りやめた大型チームの再開が大きく影響していますが、今後も合宿誘致に向けて鋭意努力を行うとともに、ご協力いただきました合宿実行委員会並びに関係者の皆様に心からお礼を申し上げる次第であります。

次に、津別峠展望施設についてであります。道道が10月27日の降雪により通行止めとなり、昨年より一週間早い閉鎖となりました。今シーズの入込客数は、昨年実績を788人下回る5万3,990人でありましたが、訪れた方々には峠展望施設からの景観を満喫していただけたものと思っております。

次に、「東京つべつ会」についてであります。10月31日に東京グリーンパレスにおいて、会員ほか関係者52名が出席し「東京つべつ会総会」が開催されました。津別町からは鹿中議長、並びに山下農協組合長、石橋商工会長の参加もいただき、ふるさとの景観など収録したDVDの放映を行い、盛大の中にも心温まる総会となったところです。また、役員改選におきまして会長に佐藤仁宣氏が再任されましたが、退任されました役員の方のご労苦に感謝申し上げますとともに、新役員の方、会員の皆様には、ふるさと津別の応援団としてさらなるご支援、ご協力をお願いする次第であります。

次に、平成22年度津別町功労者・善行者表彰式についてであります。11月3日文化の日に、多くの出席者の皆様とともに功労者5名、善行者1名の方々を表彰いたしましたところであります。表彰の榮譽に浴された皆様は、それぞれの分野において町勢の振興発展に寄与された事績によるもの、多額の篤志をいただいた実績によるもので、あらためて心より敬意を表する次第であります。

次に、南アルプス市「ありがとう・心あったか祭り」についてであります。11月3日、南アルプス市桃源文化会館周辺において行われ、市からの要請に応え、津別町

商工会とともに本町の農産物やオホーツクの海産物等の物産販売を行いました。本年は商工会から石橋会長に参加いただき、南アルプス市商工会との交流を行うことができたほか、津別町有機農業推進協議会からも女性が参加され、有機野菜の試食とアンケート調査を行ったところでもあります。さらに、観光協会会長である地域再生プロジェクト推進協議会の佐藤会長も参加され、津別町のPRや観光協会との交流も行われたところでもあります。今回、物産販売等にご協力いただきました関係各位に感謝申し上げますとともに、南アルプス市とのさまざまな交流をさらに深めてまいります。

次に、「まちづくり懇談会」についてであります。11月8日に終了し、19か所、49自治会234名（昨年25か所49自治会282名）の方々のご出席をいただきました。この懇談会開催にご尽力いただきました自治会等の関係者の皆様にお礼を申し上げますとともに、まちづくり全般にわたる貴重なご意見を今後の町政運営に生かしていきたいと考えているところでもあります。

次に、認知症を考える講演会についてであります。11月22日林業研修会館におきまして、北海道認知症グループホーム協会会長、宮崎直人氏をお迎えし、「認知症の人と家族を地域で支えよう」をテーマに、町外からの44名を含む99名の方々の参加をいただき開催いたしました。ますます進む高齢化社会の中で、認知症の高齢者・支える家族がふえていくであろうと予想されますが、認知症を正しく知るとともに、町民一人一人がサポーターとなり支え合う地域づくりを行うことの大切さを再認識したところでもあります。今後とも、障害のある方や高齢者を含め、だれもが安心して暮らせる地域を目指してまちづくりに取り組んでまいります。

次に、農林水産祭についてであります。財団法人日本農林漁業振興会が主催する、第49回農林水産祭のむらづくり部門において、津別町有機酪農研究会が農林水産大臣賞を受賞され、11月22日農林水産省において行われた授与式及び翌23日に明治神宮で行われた新嘗祭並びに農林水産祭式典に参加されたところです。有機酪農研究会の取り組みが高く評価されたことに対し、深く敬意を表するとともに、引き続き地域有機農業の振興発展の牽引者としてご活躍を願いものであります。

私事となりますが、本日9時、議会委員会室において、町長選挙当選証書を附与されました。無投票による再選は大変大きな栄誉と感じますとともに、改めまして厚く

御礼申し上げたいと存じます。なお、所信につきましては、12月定例議会で申し上げたいと存じますので、よろしく願いいたします。

引き続き、本日の付議々件について、提案の理由を説明申し上げます。

議案第75号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第76号「津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第77号「津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、期末手当の支給月数について、人事院勧告に基づき減ずる一般職に準じ、特別職報酬等審議会の答申を受けましたので、各条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第78号「津別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、本年8月に政府と国会に対して行われた人事院勧告に基づき、国家公務員に準じ、12月より給料表を改定して減額、期末勤勉手当についても減額措置、年間調整として本年4月から支給した分との差額を12月期末手当で減額調整、さらに55歳を超える課長職について当分の間一定割合を減ずる等の措置が必要であるとして条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、「行政報告並びに提案理由」の説明にかえる次第であります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎認定第2号～認定第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、認定第2号 平成21年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第13、認定第10号 平成21年度津別町上水道事業会計決算の認定についてまでの9件を審議の都合上、一括議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第2号 平成21年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第13、認定第10号 平成21年度津別町上水道事業会計決算の認定についてまでの9件を一括議題とします。

本件については、去る9月27日、第7回津別町議会定例会において決算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、閉会中の継続審査とされましたが、同委員会から審査報告書が提出されましたので、本臨時会に付議するものです。本案9件について決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

谷川委員長、登壇願います。

○2番（谷川忠雄君）〔登壇〕 ただいま、議長から指名がありましたので決算審査特別委員会の審査経過についてご報告を申し上げます。

平成21年度の津別町一般会計ほか7特別会計、1企業会計決算の認定につきましては、平成22年9月27日、第7回津別町議会定例会において本件審査のため、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、津別町一般会計、津別町国民健康保険事業特別会計、津別町老人保健事業特別会計、津別町後期高齢者医療事業特別会計、津別町介護保険事業特別会計、津別町介護サービス事業特別会計、津別町下水道事業特別会計、津別町簡易水道事業特別会計、津別町上水道事業会計、以上9件の決算審査について当委員会に付託され、閉会中の継続審査とされたものであります。

同日、第1回決算審査特別委員会が開催され、この委員会におきまして私が委員長に、副委員長に山内彬委員が選出された次第であります。

第2回決算審査特別委員会を10月29日に招集し、議場におきまして特別委員のほか、議長、監査委員、理事者、関係職員の出席のもとに開催され、一般会計の歳出については数款ごとに審査を行い、歳入については一括審査を行い、その他付属資料については、事項別明細書とあわせ同時に審査を行いました。また、各特別会計等については、歳入歳出一括審査を行い、その結果、当委員会に付託されました一般会計並びに各特別会計等について慎重審査の結果、原案のとおり認定することに決定した次第であります。

なお、審査に当たっては、少数意見の留保はなかったことを申し添えます。

以上のとおり、認定第2号から認定第10号までの各会計の決算審査経過を申し上げ、決算審査特別委員会の報告とします。

○議長（鹿中順一君） それでは委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

お諮りします。

討論は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

これから、平成21年度津別町一般会計及び特別会計等の決算認定について採決をします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

これから、認定第2号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第3号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第4号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第5号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第6号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第7号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第8号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第9号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、認定第10号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第2号 平成21年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第13、認定第10号 平成21年度津別町上水道事業会計決算の認定についてまでの9件については、認定することに決定しました。

◎議案第75号～議案第77号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第75号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第16、議案第77号 津

別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第75号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第16、議案第77号 津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題とすることに決定しました。

議案第75号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(林 伸行君) ただいま上程されました議案第75号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第76号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第77号 津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について一括してご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、人事院勧告及び現下の社会経済情勢等を踏まえて判断いただいた議員の削減提案及び本年11月9日開催の津別町特別職報酬等審議会の答申内容などを総合的に勘案し、一般職の期末勤勉手当と同様に、議員、特別職及び教育長の期末手当の率を年間0.2か月引き下げる改正をしようとするものであります。

最初に、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正ですが、3条例とも内容は同じでありますので改正内容は説明資料の1ページに、議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でご説明いたします。

3条例とも期末手当の率を6月に支給する場合にあっては、現行の「100分の195」を改正後「100分の190」に、12月に支給する場合にあっては、現行「100分の220」を改正後「100分の205」に改めるものです。

次に、改正附則ですが、附則第1項は3条例とも平成22年12月1日から施行するものです。附則第2項は期末手当に関する特例措置で、今年度にあつては12月に支給

する期末手当の率は「100分の200」にするという規定であります。

なお、今回の改正に伴います影響額は、議員分で40万2,000円、特別職と教育長で36万9,000円、合計77万1,000円となり、減額となる予算の精査は12月議会において補正対応させていただきたいと考えております。

以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第76号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第77号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 78 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 78 号 津別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（林 伸行君） ただいま上程されました議案第 78 号 津別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

最初に、条例改正の基本的な考え方がありますが、去る 11 月 26 日、国家公務員の給与が人事院勧告どおり改正されました。本町職員の給与につきましては、基本的にこの人事院勧告及び国家公務員の給与改正に準じて対応してきているところから、今回、本町職員の給与に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、議案第 78 号の条文を説明させていただきます。最初に、津別町職員の給与に関する条例の一部改正ですが、改正規定は新旧対照表でポイントを絞って説明させていただきます。4 ページをごらん願います。第 20 条第 2 項は期末手当、第 21 条は勤勉手当の規定で、期末勤勉手当の合計支給額を 6 月は「100 分の 195」から、改正後「100 分の 190」に、同じく 12 月にあつては「100 分の 220」から、改正後「100 分の 205」に改めるものです。第 20 条第 3 項及び第 21 条第 2 項第 2 号は、再任用職員の関係ですが、現在、本町に再任用職員はおりませんので説明は割愛させていただきます。

次に、5 ページの附則第 16 項は、当分の間、6 級の職にあつて 55 歳に達した課長職は、55 歳に達した後の最初の 4 月 1 日以降に支給される第 1 号から第 4 号に掲げる月額給料や管理職手当等からそれぞれ 1.5%を減額するという規定です。また、附則第 17 項は、第 16 項に関する細かいことを規則で定めるという規定であります。

次に、7 ページ中段の津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する附則の改正

についてご説明いたします。附則第6項は、平成19年度の改正した給料の切り替えに伴う経過措置、いわゆる減給補償に対する一部改正条例の附則を、今回さらに一部改正するもので、改正後は減給補償されている職員についても現行「99.76%」の支給からさらに引き下げて、月額給料を「99.59%」の支給にするものです。

なお、8ページから13ページにかけての別表第1は、現在用いている行政所得給与表ですが、アンダーラインの引かれている部分が減額になるところで、各級の該当号俸において平均0.1%減額するという内容であります。

次に、13ページの改正附則ですが、第1項は施行期日で、この条例は平成22年12月1日から施行するものです。第2項は、期末手当の減ずる月数は12月で行うという規定、さらに減額の調整方法については給料が減額になる職員については、既に支払った4月以降の月額給料、扶養手当、6月支給の期末手当などに0.28%掛けた額を12月に支給する期末手当からまとめて差し引いて調整するという特例措置です。第3項は勤勉手当に関する特例措置で、今年度は12月期で減額調整するという規定。第4項は、既に55歳を超えている6級の課長職については、平成22年12月1日から減額規定を適用させるという特例措置であります。

なお、今回の改正による影響額ですが、12月手当てで約1,020万円の減額、その他管理職手当などを合わせると一般職全体では約1,200万円の減額となります。また、職員個々では、最低2万8,000円から最高16万7,000円程度の減額となり、職員1人当たりの平均は9万4,500円の減額となるもので、この人件費に係る予算の精査は12月議会で補正対応させていただきたいと考えております。

以上、改正内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 78 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、報告第 12 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、平成 22 年度 9 月分、10 月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎T P P 急施事件認定の件

○議長（鹿中順一君） T P P など国際貿易交渉に関する意見書案を急施事件と認定する件を議題とします。

本日、藤原英男君ほか 3 人から T P P など国際貿易交渉に関する意見書案が提出されました。

お諮りします。

T P P など国際貿易交渉に関する意見書案は、緊急を要しますので急施事件と認め、この際、日程に追加し審議にすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、T P P など国際貿易交渉に関する意見書案は急施事件と認め、日程に追加し審議することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 44 分

再開 午前 10 時 45 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎意見書案第 8 号

○議長（鹿中順一君） 追加日程第 1、意見書案 8 号 T P P など国際貿易交渉に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

7 番、藤原英男君。

○7 番（藤原英男君） [登壇] ただいま上程になりました意見書案 T P P など国際貿易交渉に関する意見書案について、提出者として提案理由の説明をいたします。読んで提案にかえさせていただきたいというふうに思います。

国は、本年 3 月に閣議決定した「新たな食料・農業・農村基本計画」において、食料・農業・農村政策を国家戦略の一つとして位置づけ、食料自給率の向上に向けた施策を重点的・効率的に実施することとしました。また、国際交渉への対応については、E P A、F T A について食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないことを基本に取り組むとしています。

こうした中で、菅内閣は、11 月 9 日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、例外なき関税を原則とした T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）については「関係国と協議を開始する」としました。

しかしながら、T P P は、我が国農業と比べ生産規模が極めて大きいアメリカやオーストラリアなどを含む複数国との交渉となることから、高いハードルが課せられる環境にある。仮に、重要品目の関税撤廃の例外措置が認められない場合、本道の農業生産額は 5,563 億円失われ、本道の販売農家全戸数の 7 割を超える 3 万 3,000 戸の農家の経営が困難になるばかりではなく、17 万人の雇用が消滅するなど、その経済的影

響額は2兆1,000億円を超えると試算されており、地域社会の崩壊さえ懸念されています。

よって、国において、食糧自給率の向上や食糧安全保障の視点からも「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、本道地域社会経済・雇用に甚大な影響を与えかねず、TPPなど国際貿易交渉にあたっては、下記のとおり要望するというので、3項目ございます。それを内閣総理大臣、衆参議長をはじめ関係大臣に提出しようとするものであります。

議会運営委員会の中で、若干津別町のことも含めてという話もありましたので、ちょっとわかる範囲でお話をさせていただきます。冒頭、議長からもお話がありましたけれども、オホーツク管内では一昨日、網走市でオホーツクの地域経済と第一次産業を守るということで、TPP交渉への参加断固反対、オホーツク総決起集会がオホーツク農業協同組合長会、北見地区農民同盟が主催し、管内商工会議所会、商工会連合会、消費者協会連合会、漁組組合長会、森林組合振興会など関係11団体が共催し、オホーツク振興局、北見市、網走市、紋別市の3市、オホーツク町村会の後援で開催されました。オホーツク関係業界、関係機関が一丸となり、これらの動きを阻止するとともに、TPP交渉への参加がはらむ問題点を広く発信すべく集会が開催されました。

津別町からも町長をはじめ、産業課から、また多くの議員の方の参加もいただき、要請人員30人の割り当てのところ、津別町から商工会、森林組合を含めまして約50人近い出席がありました。

オホーツク管内の影響額の試算では、農業生産額で1,083億円、関連産業、また地域経済への影響を含めると約4億円であります。雇用では3万1,000人に影響が出るだろうと試算されています。津別町の試算額も、影響額の試算では農業生産額で34億円で、該当農家戸数では152戸に影響が出るとされています。

このようなことから、この意見書につきましては津別農協と津別農民同盟から提出されているものであります。趣旨をご理解の上、ご賛同をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） これより意見書案 8 号を採択します。

この採択は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 22 年度第 9 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 10 時 53 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員